

神奈川県子ども未来ファンド助成金特別会計設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人神奈川県子ども未来ファンドに寄せられた寄付金等の助成原資を適正に管理するための会計の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会計の名称は、神奈川県子ども未来ファンド助成金特別会計（以下「特別会計」という。）と称する。

(定義)

第3条 寄付金等とは、個人や企業・団体からの寄付金、応援会員の会費とする。

(特別会計への繰出の時期)

第4条 当該年度の寄付金等総額の確定後、すみやかに、特別会計に繰り出すものとする。

(特別会計への繰出金額)

第5条 この会計への繰出金額は、当該年度の寄付金等の総額の65%とする。ただし1円未満は切り上げる。

(助成金の支出)

第6条 助成金は特別会計より支出する。

(委任)

第7条 この会計の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2015年9月25日から施行する。